

ほかんてき ほ ご たいしょうしゃ

かぞく

補完的保護対象者とその家族のための

ていじゅうし えん

定住支援プログラム



ねん がつかいこう
2025年4月開講

こうざい

ふくしきょういくざいだんなんみんじ ぎょうほんぶ

(公財) アジア福祉教育財団難民事業本部 (RHQ)

はじめに

にほんせいふ ほうむだいじん ほかんてき ほ ご たいしょうしゃ にんてい かた かぞく にほんごきょういく せいかつ
日本政府は、法務大臣から補完的保護対象者として認定された方やその家族のために、日本語教育、生活
ていじゅうしえん むしょう おこな
ガイダンスなどの定住支援プログラムを無償で行っています。

- にほんご きそ にほん せいかつ やく た せいど しゅうかん にほんご べんきょう
日本語の基礎、日本で生活するために役に立つ制度・習慣などを日本語で勉強することができます。
- プログラムを受講している間 あいだ せいかつしえん う ばあい じょうけん しんさ
は生活支援を受けられる場合があります(条件・審査あり)。
- オンラインでの受講を希望する場合、必要な方には授業で使用するタブレットなどを貸し出します。

プログラムの内容

1. 日本語教育 (572授業時間(1授業時間=45分))

- 日本語の基礎力(読む、書く、聞く、話す)を伸ばすことができます。
- 自立して生活するのに必要な日本語を勉強することができます。
- 定住支援プログラムの日本語教育は、「日本語教育の参照枠」(※1)のA2からB1レベル相当の能力を身につけることを目標としています(※2)。

「日本語教育の参照枠」: 全体的な尺度(抜粋)

じゆくたつ げんごしやうしゃ 熟達した言語使用者	
C2	き いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
じりつ げんごしやうしゃ 自立した言語使用者	
B2	自分の専門分野の技術的な議論を含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやりとりができるくらい流ちょうかつ自然である。
B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
きそだんかい げんごしやうしゃ 基礎段階の言語使用者	
A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

※1「日本語教育の参照枠」は、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みです。

※2 定住支援プログラム受講後の最終的な到達レベルを保証するものではありません。

せいかつ じゅぎょうじかん じゅぎょうじかん ふん
2. 生活ガイダンス(120授業時間(1授業時間=45分))

● 日本で生活するために役に立つ制度(医療、保険、年金、税金など)や習慣について、勉強することができます。

※ 授業は、日本語教育と生活ガイダンスを組み合わせたカリキュラムで行います。

がくしゅう じかん じき
学習の時間と時期

コース	授業形式	学習時間 (※2)	期間
ひるま 昼間コース はんとし (半年コース)	対面によるグループ学習 (定住支援センター (※1) にて受講) 又は オンラインによるグループ学習 (自宅にて受講)	月～金の毎日 9:30～15:50	4月～9月又は 10月～3月の 半年間
やかん 夜間コース ねん (1年コース)	オンラインによるグループ学習 (自宅にて受講)	月～金の毎日 18:30～20:55	4月～3月の 1年間

※1 定住支援センターは首都圏等に設置予定です。

※2 学習時間は変わる場合があります。

さんか ひと
プログラムに参加できる人

法務大臣から補完的保護対象者として認定された方とその家族(※)。

ただし、これまでに定住支援プログラムを受講したことがある方などは、プログラムに参加できません。

※ その家族とは、日本に在留する外国人で、補完的保護対象者の家族として日本での在留資格がある夫や妻、親、結婚していない子どもです。

生活援助金 (※支給対象は原則受講者のみであり、支給には条件・審査があります。)

また、生活援助金の内容は、状況に応じて変更される場合があります。

1. 生活費(生活のためのお金)

● 昼間コース

大人(12歳から) 1日 2,400円(6か月間)/ 子供(11歳まで) 1日 1,200円(6か月間)

※ ただし世帯の中の2人目以降の大人は1,600円

※ 宿泊施設に同居している方が光熱水費を負担しない場合、12歳以上の1人目の生活費が1日800円減額されます。そのため、宿泊施設に同居している12歳以上の1人目の生活費は、1日あたり1,600円となります。

● 夜間コース

大人(12歳から) 1日 1,200円(1年間)/ 子供(11歳まで) 1日 600円(1年間)

※ ただし世帯の中の2人目以降の大人は800円

2. 医療費(病気やけがをした時のお金)

プログラムの参加期間中に医療機関に支払った治療費および処方薬の実費を支援します。保険適用された医療費が支援の対象です。自由診療、予防接種などは除きます。(高額な支払いが見込まれる場合は、事前にRHQ支援センターに相談してください。)

※ 参加者は全員 自分のお金で健康保険に入ります。

3. 住居費(住まいのためのお金)

プログラムの参加期間中に支給される住居費には上限があります。

世帯人員	昼間コース	夜間コース
ひとり 1人	1か月40,000円まで	1か月20,000円まで
ふたり 2人	1か月50,000円まで	1か月25,000円まで
さんにん 3人	1か月55,000円まで	1か月27,500円まで
よにんいじょう 4人以上	1か月60,000円まで	1か月30,000円まで

※ 家賃が住居費の上限より低い場合は、実際に支払った額が支給されます。(夜間コースの住居費は、家賃の50%と上限を比較し、より安価な額を支給します。)

※ 家賃以外の諸経費は支払われません。

※ 賃貸借契約書のコピー(家賃額・入居者全員の氏名 明記)と家賃を支払ったことを証明する領収書の提出が必要です。

4. 定住手当(定住の準備のためのお金)

定住支援プログラムを修了した時に1回だけもらえます。

大人(16歳から) 156,900円

子供(15歳まで) 78,450円

※ 定住手当が支給されるのは、修了認定を受けた方のみです。修了認定は、特別な事情(通院など)がない限り、授業に真摯な姿勢で参加し、全課程を修了した場合に与えられます。また、退所時一時金をすでに受給しているウクライナ避難民の方は、定住手当の支給対象外となります。

5. 交通費

自宅から教室までの往復にかかるお金(対面の授業を受ける人だけもらえます。)

申し込み方法等

2025年4月開講の定住支援プログラムの申し込み方法等は以下のとおりです。

1. 申し込み・問合せ先

公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部(RHQ)

TEL: 0120-068-655

E-mail: rhq2025@rhq.gr.jp

Web: <http://www.rhq.gr.jp>

2. 申し込み期限

2025年2月14日(金曜日)

てつづき なが
3. 手続の流れ

- ① 上記1に連絡する
- ② 専用のWebフォームに入力・必要書類の提出(上記2の申込み期限までに)、日本語レベルチェック、健康診断(対面希望者)
- ③ 審査の結果通知(オンライン受講の場合で希望がある場合はオンライン用の端末を郵送、操作案内)
- ④ 2025年4月から受講開始

ウクライナ避難民の方へのお知らせ

【日本財団から生活費支援を受けている方へ】

日本財団の生活費支援を受けている方も定住支援プログラムを受講できます。

ただし、国から定住支援プログラムの生活費支援を受けた場合、日本財団の生活費支援は終了

るので、日本財団の生活費支援を受けながら定住支援プログラムを受講したい方は、プログラム

申しこみの際、国からの生活費支援を辞退することを選択してください。その場合、日本財団の生活費支援は継続して受けられます。

【国から生活費支援を受けている方へ】

ウクライナ避難民としての生活費支援と定住支援プログラムの生活費支援を両方同時にもらうこ

とはできません。

【その他の団体から生活費支援を受けている方へ】

生活費支援を受けている団体へお問い合わせください。